



タニッシー

今回は、活動期間の終了を迎える活動組織における終了時の注意点などをテーマにお届けします！

## 特集

今回の特集は「**活動期間終了手続きと活動継続へのポイント**」です。平成30年度に活動期間の終了を迎える活動組織において、知っておいていただきたいポイントを紹介します。

### 1

## 活動期間の終了時には手続きが必要になります！

### ポイント



- ◎地域資源保全管理構想を作りましょう
- ◎交付金を精算しましょう
- ◎翌年度以降の事業計画の再認定を受けましょう

#### ◎地域資源保全管理構想の作成

- 5年間の活動期間中に作成が必要です。
- ひな形を参考にしながら作成できます。
- 作成後は、市町村へ提出してください。

※ 作成しない場合は、活動期間の初年度まで遡って交付金の返還になります！



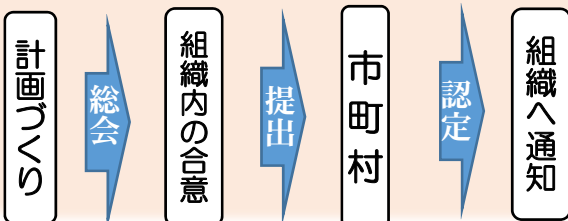
#### ◎交付金の精算

- 活動期間終了時に残額がある場合は、市町村へ返還してください。
- 翌年度以降も活動を継続する場合は、翌年度の交付金が交付されるまで間に必要な金額の持越しができます。



#### ◎事業計画の再認定

- 翌年度以降も活動を継続する場合、組織の総会などを経て、事業計画を市町村へ提出し、認定を受けてください。



## 2

## 共同活動や事務作業が難しくなったときはご相談ください！

◎これまで・・・

高齢化などで耕作者が、活動対象となっている農地を維持管理できなくなると・・・

管理できなくなった農地分の交付金を活動開始年から返還しなければならない！

◎平成29年度から

自然災害その他やむを得ない理由が認められる場合は、交付金の返還は免除されます

※やむを得ない理由

- ・ 農業者の死亡
- ・ 高齢化又は農業者本人や家族の病気等

高齢化などで事務作業を引き受けてくれる人いないので、困っている。  
活動自体はできるけど・・・



事務を請け負う団体等を福島県多面的機能支払推進協議会のホームページで紹介しています。対象地域は限定されますが、検討してはいかがでしょうか。



## Q&A

## 災害時の多面的機能支払交付金はどうなるの？

Q1. 洪水、台風、地震などの災害時に、多面的機能支払交付金を活用して、被害を受けた施設を補修することはできるのでしょうか？

A1. 活動計画に位置づけていない場合は、緊急的に応急措置などの活動を行ったあとで良いので、活動計画の変更をしてください。

Q2. 災害により、予定していた活動ができなくなった時はどのようにすればよいのでしょうか？

A2. 活動計画書に定められた活動に取り組むことが困難な場合は、地方農政局長等の承認を受け、活動要件の特例を受けることが可能になります。

## トピックス

## 「日本型直接支払第三者委員会」が開催されました！



第1回 委員会  
(杉妻会館)

◆ 6月22日(金)、「福島県日本型支払第三者委員会第1回委員会」が開催されました。新たな委員への委嘱のほか、交付金の実施状況、取り組み方針などについて活発な意見交換が行われました。委員から頂いた意見は、今後の活動に反映していきます。



第2回 委員会  
(大玉村)

◆ 8月31日(金)には、「第2回委員会」が大玉村において開催されました。日本型直接支払交付金を活用している組織を現地視察し、活動されている皆さんの取り組みや制度の課題などについて、意見交換を行いました。

多面的機能支払に関するお問い合わせ 《ご質問等お気軽にお問い合わせください》

◇各市町村 多面的機能支払事業担当

◇福島県多面的機能支払推進協議会(福島県土地改良事業団体連合会内)024-535-0397

◇農林事務所 農村整備部

[県北]024-521-2617 [県中]024-935-1333 [県南]0248-23-1587 [会津]0242-29-5333

[南会津]0241-62-5277 [相双]0244-26-1161 [いわき]0246-24-6183

◇福島県農林水産部 農村振興課 024-521-7416

ホームページは

福島県農村振興課



これで  
検索！

